
富士見市庁舎整備に関する基本方針



令和4年3月
富士見市

目次

1	基本方針策定の趣旨	- 1 -
	(1) はじめに	- 1 -
	(2) 経緯	- 2 -
2	現庁舎について	- 3 -
3	現庁舎の課題	- 5 -
	(1) 建物・設備の老朽化、機能性・執務環境の低下	- 5 -
	(2) 防災拠点としての機能・防災性能の不足	- 5 -
	(3) 庁舎分散化による市民サービスの低下	- 6 -
	(4) 狭あい化	- 6 -
	(5) バリアフリー環境・プライバシーへの配慮等の対応が不十分	- 7 -
	(6) 現行法令への適合や省エネルギー等への配慮が不十分	- 7 -
	(7) セキュリティの確保が不十分	- 8 -
4	庁舎整備の必要性和整備方法	- 9 -
	(1) 庁舎整備の必要性	- 9 -
	(2) 庁舎の整備方法	- 9 -
5	新庁舎整備の方針と導入機能	- 10 -
6	新庁舎の規模	- 15 -
	(1) 必要面積の算定方法	- 15 -
	(2) 算定基礎となる職員数等	- 16 -
	(3) 各算定方法による算定面積	- 16 -
	(4) 必要面積の変動要因	- 17 -
	(5) 計画基準面積	- 18 -
7	新庁舎の場所	- 19 -
	(1) 各候補地のメリットとデメリット	- 19 -
	(2) 各候補地の評価	- 20 -
	(3) 新庁舎の場所の方針	- 21 -

8 新庁舎の事業費と財源の考え方.....	- 23 -
(1) 事業費の考え方.....	- 23 -
(2) 概算建設工事費.....	- 23 -
(3) 財源の考え方.....	- 23 -
9 今後の事業計画.....	- 24 -
参考資料.....	- 25 -

本書の中で、用語の右上に「※」を付したものは、巻末に用語解説を掲載しています。

なお、「※」は最初に掲載された用語のみに付しています。

1 基本方針策定の趣旨

(1) はじめに

富士見市役所本庁舎は、昭和48年に建てられ、市民サービスを提供する上での拠点施設として、その役割を担ってきましたが、竣工から48年の時が経過しているため、建物の老朽化をはじめ、狭あい化や機能の分散化など、様々な課題を抱えています。

この間、本市では、より良い市民サービスを提供するため、耐震改修や修繕など、必要な施設保全を実施し、施設の適切な維持管理に努めてきました。

しかしながら、平成30年度に実施した「本庁舎保全管理計画策定業務委託」における建物の劣化調査や耐震性の調査により、本庁舎は、建物がただちに崩壊し、又は倒壊する危険は少ないものの、防災拠点^{*}に求められる耐震性能を有していないことが判明しました。

さらに、本庁舎を支える杭についても適切な強度が維持されておらず、大地震が発生した場合には、崩壊し、又は倒壊せずとも、建物全体が傾く可能性があり、防災拠点としての機能が果たせないおそれがあることも分かりました。

一方で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、地方自治体の庁舎については、通常の市民サービスの提供に加え、災害時における防災拠点としての役割の期待が高まっています。

こうした状況を踏まえ、本市では、今後の庁舎のあり方について検討を進める必要性を認識し、これまで検討を進めてきました。

また、今後の庁舎の整備方針を定めるため、令和3年4月には学識経験者や市内関係団体、公募市民で組織される富士見市庁舎整備検討審議会を設置し、更なる検討を行ってきました。

このたび、当審議会からの答申を踏まえ、本市が目指す庁舎整備の基本的な考え方がまとまりましたので、今後の庁舎の整備方針として「富士見市庁舎整備に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定します。

この基本方針の中では、現庁舎が抱える課題を整理するとともに、新庁舎を整備する必要性を明らかにし、新庁舎整備の方針や導入機能のほか、規模や場所、事業費など、新庁舎の整備を進める上での基本的な考え方を示します。



富士見市マスコットキャラクター
「ふわっぴー」

(2) 経緯

時 期	内 容
昭和48年8月	本庁舎竣工
昭和60年7月	分館竣工
平成元年度	本庁舎増改築工事
平成5年度	本庁舎増改築工事
平成6年2月	教育委員会が中央図書館2階に移転
平成20年度	本庁舎耐震補強 [*] ・改修工事
平成23年3月	東日本大震災発生
平成28年度～	庁舎のあり方について検討開始（関係課会議等）
平成28年10月	「富士見市公共施設等総合管理方針」策定
平成30年度	「本庁舎保全管理計画策定業務」実施
	市議会に「本庁舎保全管理計画策定業務」調査結果報告
令和3年3月	市議会に「庁舎のあり方の検討について」報告
	「富士見市公共施設等総合管理方針」改訂
	「富士見市公共施設個別施設計画」策定
令和3年4月	「庁舎のあり方検討に関すること」を総務部公共施設マネジメント課が所掌
	「富士見市庁舎整備検討審議会」設置
令和3年7月	「富士見市庁舎整備検討審議会」中間答申
令和3年9月	市議会「庁舎整備に関する特別委員会」設置
令和3年12月	「富士見市庁舎整備検討審議会」答申
	「富士見市新庁舎整備推進本部」設置
令和4年2月	「富士見市庁舎整備に関する基本方針（案）」に関する市民説明会
	「富士見市庁舎整備に関する基本方針（案）」に対するパブリックコメント

2 現庁舎について

富士見市役所庁舎は、昭和48年に竣工した本庁舎と昭和60年に竣工した分館で構成されています。

本庁舎の竣工以降、行政需要の増大と多様化に対応するため、職員数が増加したことにより、庁舎の狭あい化が進み、分館の新築、2度にわたる本庁舎の増築、教育委員会の中央図書館2階への移転などを経て、現在の構成に至っています。

<施設概要>

【本庁舎】

建設年月日	昭和48年8月（築48年）
構造種別	鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）
階数	地上2階、地下1階
敷地面積	15,244.96㎡
延床面積	6,693.72㎡
用途地域※	用途指定なし（市街化調整区域※）

【分館】

建設年月日	昭和60年7月（築36年）
構造種別	鉄骨造（S造）
階数	地上4階
延床面積	1,735.02㎡
用途地域	用途指定なし（市街化調整区域）

<耐震診断の結果（平成30年度）>

【本庁舎の各階 Is 値】

2階	0.61
1階	0.67
地下1階	0.61

※Is 値とは、建物の耐震性能を表す指標で、数値が大きいほど耐震性能が高い。
重要な庁舎や災害対策本部※設置施設については Is 値 0.9 以上が望ましい。

【杭の耐震診断】

診断結果 (Isf/Isof)	0.28
-----------------	------

※ 1.0以上が耐震性を有するものとなり、0.5未満では“耐震性が低い”とされている。

Isf：耐震性能の大きさ（耐震指標）

Isof：安全性の判断基準（判断指標）

<コンクリートの劣化調査の結果（平成30年度）>

【圧縮強度試験】

コンクリートの推定強度 (N/mm ²)	16.7
----------------------------------	------

※ 躯体のコンクリートコアを採取し圧縮強度試験を実施したところ、平成18年度に行った試験の結果（推定強度17.3N/mm²）と比較して、強度が低下していることが判明し、コンクリートの推定強度（16.7N/mm²）が設計時の強度を下回る結果となっている。

このコンクリートの推定強度で本庁舎を建設したと仮定すると、耐用年数の目安は57.4年（令和12年度まで）と推定される。

【中性化試験】

中性化深さの理論値 (cm) ※ 調査時点	2.50
--------------------------	------

※ 中性化の進行度試験を実施した12か所のうち、9か所は理論値以下だったが、3か所で理論値を超える進行が確認されている。



本庁舎の外観



分館の外観

3 現庁舎の課題

(1) 建物・設備の老朽化、機能性・執務環境の低下

- ◆ コンクリートの劣化
⇒コンクリート強度が低下しており、部分的に中性化の進行も確認されている。
- ◆ 建築設備の劣化
⇒衛生設備や空調設備については未改修部分が多く、劣化・故障・機能低下が目立つ状況である。
- ◆ アスベスト^{*}の使用
⇒内壁、天井等の配管工事の際には立ち入り禁止措置等の対策が必要である。
- ◆ 通信設備の対応が不十分
⇒床や天井の各所に配線用のモールが露出している。
- ◆ 非常用放送設備が未設置
⇒一般用放送設備は設置されているが、火災時の警戒放送や避難誘導を自動的に優先して行う機能を備えた非常用放送設備は設置されていない。



参考写真①（内壁ひび割れ）



参考写真②（基礎鉄筋露出）

※サビ進行防止措置実施済

(2) 防災拠点としての機能・防災性能の不足

- ◆ 耐震性不足
⇒災害対策本部設置場所である市役所本庁舎の I_s 値は、安全性の分類Ⅰ類相当（P8の＜参考：耐震安全性の分類＞参照）となる0.9以上が望ましいが、Ⅱ類相当の0.75以上も満たしておらず、Ⅲ類相当となっている。
⇒杭の耐震性が低く、大地震時には杭が損傷し、建物の傾斜を引き起こす可能性がある。
- ◆ 浸水被害に対する構造上の問題
⇒電気室、空調熱源機器等が地下階にあり、水害時に電気系統ダウンのおそれがある。

- ◆ 災害対策本部機能の問題
⇒非常電源の稼働時間が不足している。
- ◆ 活動支援機能の問題
⇒トイレ、備蓄倉庫、仮眠室、シャワー室等が十分に確保されていない。

(3) 庁舎分散化*による市民サービスの低下

- ◆ 庁舎機能の分散
⇒手続の煩雑化や関係部署との連携の課題が生じている。

<庁舎関係施設>

- ・市役所本庁舎、市役所分館
- ・教育委員会（中央図書館2階）
- ・健康増進センター
- ・子ども未来応援センター（健康増進センター内）



(4) 狭あい化

- ◆ 狭あいな執務スペース等
⇒課によっては執務スペースが狭く、事務効率の低下を招いており、待合専用スペースの整備ができないため、受付カウンター後方で待たせてしまう状況である。
- ◆ 会議室、個別相談室の不足
⇒会議室の余裕がない中で、既存会議室を個別相談用の部屋として兼用したり、廊下にキッズスペースを設置したりしている状況である。
- ◆ 書庫、物品保管庫の不足
⇒文書量に対して書庫が不足しているため、各課の文書が書庫外にも保管されている状況である。

◆ 市民参画・協働^{*}スペースの不足

⇒行政に参画する市民の活動・協働スペース、市民交流スペースが確保されていない。



参考写真③（混雑した窓口）



参考写真④（密集した執務スペース）

（5）バリアフリー環境・プライバシーへの配慮等の対応が不十分

◆ バリアフリー^{*}環境の整備が不十分

⇒議場傍聴席へのスロープ^{*}や地下階へのエレベーター等が設置されていない。

◆ プライバシー^{*}への配慮が不十分

⇒相談室が不足し、仕切られていない窓口があるなど、個人情報・プライバシーの保護に配慮した相談環境の整備が十分でない状況である。



参考写真⑤（夜間・休日窓口への階段）



参考写真⑥（仕切りのない窓口）

（6）現行法令への適合や省エネルギー等への配慮が不十分

◆ 既存不適格^{*}の課題

⇒現庁舎竣工以降に改正された建築基準法、消防法や新たに定められた省エネルギー法など、現行法規に対して一部の項目で既存不適格という状況である。

(7) セキュリティの確保が不十分

◆ セキュリティにおける構造上の問題

⇒特定の部署を除き職員以外の者が執務室へ容易に入ることが可能な構造であるため十分な対策が難しく、市民に対して時間外や閉庁日に庁舎を解放できない状況である。

<参考：耐震安全性の分類>

安全性の分類	構造体の耐震安全性の目標	対象公共施設	目標Is値
I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	災害応急対策活動に必要な官庁施設のうち、特に重要な官庁施設	0.9以上
II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	災害応急対策活動に必要な官庁施設、多数の者が利用する官庁施設等	0.75以上
III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。	上記以外の施設	0.6以上

参考：国土交通省大臣官房官庁営繕部「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」

4 庁舎整備の必要性和整備方法

(1) 庁舎整備の必要性

現庁舎は、「3 現庁舎の課題」のとおり、建物・設備の老朽化、防災拠点としての機能・防災性能の不足、庁舎分散化による市民サービスの低下、狭あい化など、多くの課題を抱えています。

そのため、こうした課題の解決を図るため、庁舎の整備方法をはじめとする庁舎の整備方針を定めた上で、庁舎の整備を進める必要があります。

市役所本庁舎のように災害応急対策活動において特に重要な施設については、耐震性能を表す I_s 値は、安全性の分類Ⅰ類相当の0.9以上が望ましいところですが、平成30年度に実施した「本庁舎保全管理計画策定業務委託」において、現庁舎の I_s 値はⅡ類相当も満たしておらず、Ⅲ類相当であることが明らかとなり、基礎杭*については、大地震の際に破損し、建物が傾斜する可能性があることが判明しました。

耐震補強を行うことで I_s 値を上げることや基礎杭を補強することは、技術的に可能ではあるものの、使い勝手の悪化やアスベスト建材の撤去の問題、業務を継続しながらの工事は難しいなど、課題が大きく、費用対効果を考えると現実的ではない状況です。

また、同業務委託において実施した建物・設備に関する劣化調査の結果から、コンクリートの強度が低下しており、部分的に中性化も進行していることが判明しています。

(2) 庁舎の整備方法

今後の庁舎の整備方法としては、改修と建替えに分かれますが、現庁舎が抱える課題の中には、改修では解決することが困難なものがあります。

また、現庁舎の推定耐用年数の目安が57.4年（令和12年度まで）であることを踏まえると、改修に係る費用をかけて建替えを先延ばしすることは投資効果が低いと考えられ、経済合理性の観点からも、庁舎を建替えることにより、新庁舎に資金を投資することが望ましいと言えます。

こうした状況から、富士見市庁舎整備検討審議会からいただいた令和3年12月9日付けの「富士見市庁舎の整備方針について（答申）」においても、庁舎を建替えすべきとの意見をいただいているところです。

以上のことを踏まえ、様々な課題を解決し、庁舎のあるべき状態を実現するため、庁舎の整備方法は、次のとおりとします。

建替えにより新庁舎を整備する。

さらに、庁舎の建替えを契機として、職員の意識改革や業務効率化を図ることで、更なる市民サービスの向上を目指すこととします。

5 新庁舎整備の方針と導入機能

現庁舎が抱える課題や将来を見据えた視点を踏まえ、新庁舎の目指すべき方向性として、新庁舎整備の方針と導入機能を次のとおりとします。

今後は、これを基に新庁舎の整備に向けて詳細な検討を進めることとしますが、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行うこととします。

方針 1	だれもが利用しやすく開かれた庁舎
方針 2	スマートで働きやすい庁舎
方針 3	安全で安心な庁舎
方針 4	環境にやさしく経済的な庁舎
方針 5	富士見市らしく親しまれる庁舎

【導入機能】

上記の方針に基づき、新庁舎に導入すべき機能と具体的に整備することを検討するスペースや取組の例を次のとおり示します。

市民サービス機能

障がい者や外国人など、多様な来庁者に対応するため、だれにでもわかりやすく、利用しやすい施設を目指します。

また、今後急速に進むことが想定される社会のデジタル化に対応した市民サービスのあり方を検討し、新たな時代に相応しい窓口や相談ブースなど、必要な機能やスペースを整備します。

【具体的検討事項の例】

- ユニバーサルデザイン*の追求
- ワンストップ窓口*
- 関連施設や窓口の集約化*・近接化
- プライバシーに配慮した多様な相談環境
- 行政サービスや行政手続のオンライン化
- コンシェルジュ*の設置

交流・連携機能

来庁者同士や来庁者と職員、職員同士など、多様なコミュニケーションを通して、つながりを生み出すスペースの整備を目指します。

複雑多様化する行政課題に対応するため、市民や企業、NPO^{*}、関係団体など、多様な関係者との連携強化を図るスペースの整備や仕組みづくりに取り組みます。

【具体的検討事項の例】

- 多様な主体による交流・連携スペース

行政執務機能

これからの時代に相応しいスマート市役所^{*}として、ICT^{*}を積極的に活用して業務の効率化を進めるなど、職員の働き方改革や意識の向上を図ります。

将来の行政需要や行政組織の変化に柔軟に対応できるレイアウトや設備、スペースを整備します。

また、市民サービスの担い手は職員であることを踏まえ、福利厚生や健康管理の充実を図ることで、働きやすさや働きがいを感じることでできる庁舎を目指します。

【具体的検討事項の例】

- ユニバーサルレイアウト^{*}
- 利便性の高い会議室・打合せスペース
- ICTを活用した業務効率化
- 書庫・倉庫
- 福利厚生スペース

防災拠点機能

地震や水害などの災害から市民の生命と財産を守るため、災害対策本部機能を強化した防災拠点として整備します。

また、防災拠点に相応しい耐震性の確保や防災上の対策を講じるとともに、防災活動に必要なスペースや設備の充実を目指します。

【具体的検討事項の例】

- 耐震性の確保、浸水対策
- 災害対策本部・災害活動支援機能の強化
- 防災資材等の保管スペース

セキュリティ機能

利用者の動線を踏まえ、来庁者エリアと職員エリアを明確にするとともに、防犯上必要な設備を設けるなど、セキュリティ対策の強化を図ります。

また、行政サービスのオンライン化やICTを活用した業務効率化など、今後の急速な情報化の進展に対応した情報セキュリティの強化を目指します。

【具体的検討事項の例】

- セキュリティレベルに応じたゾーニング*
- シャッターや防犯カメラ等の設備機器の設置
- 情報セキュリティの強化

環境配慮機能

省エネルギー*設備の導入や再生可能エネルギー*の積極的な活用など、環境への負荷軽減を図るとともに、建物の長寿命化*やライフサイクルコスト*の低減に資する建物構造や設備機器を導入することで、持続可能な社会の実現に寄与する模範的な施設を目指します。

【具体的検討事項の例】

- 省エネルギー化
- 再生可能エネルギーの活用
- 長寿命化
- ライフサイクルコストの低減

シンボル機能

市役所は、市民サービスを提供する上での核となる施設であり、富士見市のシンボリックな施設と言えることから、富士見市の特色や歴史を再確認し、継承していく施設として整備し、シビックプライド*（市への愛着）の醸成に寄与することを目指します。

【具体的検討事項の例】

- 歴史の継承
- 景観に配慮した市のシンボル
- シビックプライド（市への愛着）の醸成

その他機能

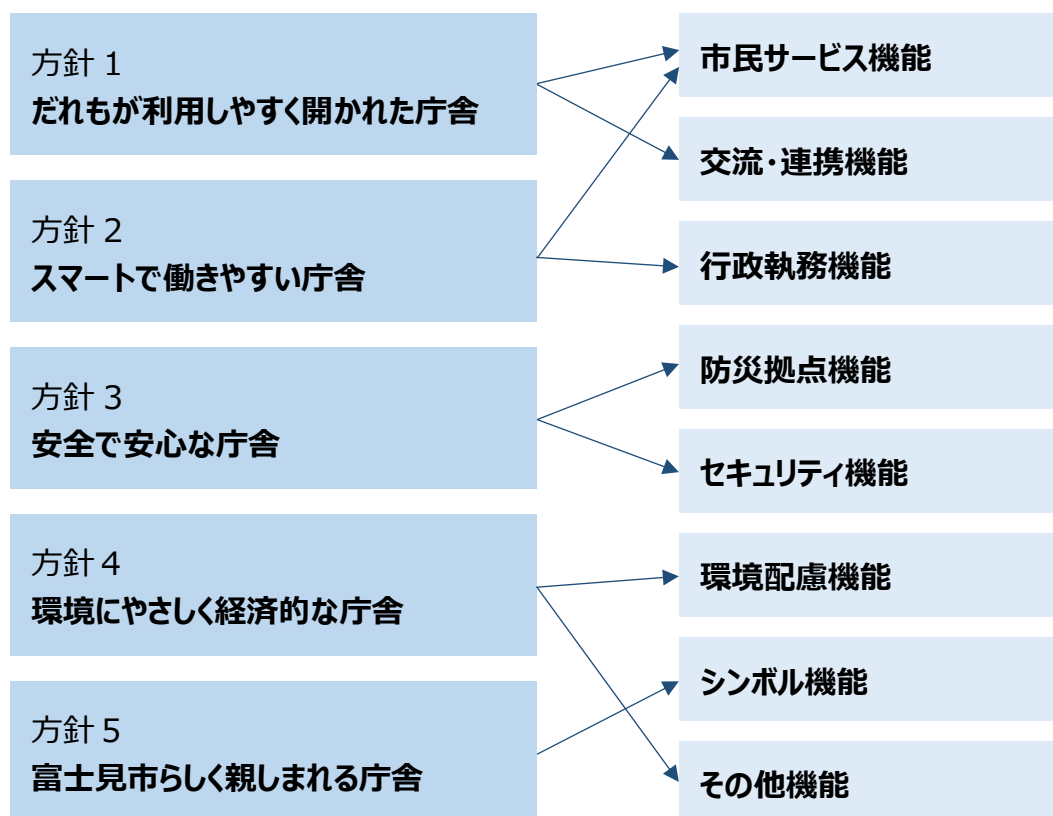
新庁舎は、長期間にわたって使用することが求められる施設であることから、将来の変化に柔軟に対応できる建物の構造やスペース、設備、備品等のあり方を検討します。

また、災害の発生や感染症の蔓延といった有事の際に、スペースの有効活用や一時的な転用が可能な仕様にするなど、フェーズフリー^{*}の視点を取り入れた施設整備を目指します。

【具体的検討事項の例】

○将来の変化や有事の際に柔軟に対応できる仕様・スペース

【整備の方針と導入機能の関係性】



社会情勢の反映

近年、2030年までに達成を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」に向け、社会全体として様々な取組を進めており、本市においても「富士見市第6次基本構想第1期基本計画」の中で、基本政策とSDGsの関係するゴールを結びつけ、社会・経済・環境の3側面のバランスが取れた政策の推進を図っています。

また、政府は2020年10月、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル*を目指すことを宣言しました。

この目標の達成のためには、国や自治体、事業者など、あらゆる主体が脱炭素社会の実現に向けた取組を進める必要があるため、本市においても省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用を推進していくことが求められています。

さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、「感染症対策」や「働き方の変化」、「DX（デジタルトランスフォーメーション）*」など、社会全体が大きく変わっていくことが見込まれるため、本市としても、こうしたニューノーマル*の時代への対応が求められています。

こうした社会情勢の変化を受けた新たなニーズに対応するため、新庁舎の整備に当たっては、これからの時代に相応しい機能やスペース・取組を検討していきます。

6 新庁舎の規模

(1) 必要面積の算定方法

新庁舎の規模については、次の3つの方法を用いて必要面積を算定します。

① 総務省の地方債同意等基準を参考にした算定

庁舎の建設に当たり、起債をするための基準となる面積を算定するもので、職員数を基に事務室や会議室等の面積を求めるものです。平成22年度で廃止になっていますが、地方自治体による庁舎の規模算定の標準的な方法であることから、各自治体の新庁舎規模算定に当たって広く活用されていることを踏まえ、算定方法の一つとします。

※ 「防災拠点機能」や「交流・連携機能」におけるスペース、職員の福利厚生スペース等の面積は計上されていません。

② 国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準を参考にした算定

各府省の営繕事務の合理化・効率化のために定められた基準であり、職員数を基に事務室面積や附属面積（会議室、倉庫等）を算定するものです。

※ 「防災拠点機能」や「交流・連携機能」におけるスペース、職員の福利厚生スペース等の面積は計上されていません。

③ 他自治体の事例を参考にした算定

埼玉県内において近年整備された（又は整備中の）新庁舎の面積を基に、「職員一人当たり面積」と「市民100人当たり面積」を算出し、それぞれ本市の適正面積を算定するものです。

市民サービスの向上や公共施設マネジメント^{*}の推進を目的に、ワンストップによる窓口サービスや関連部署との連携強化、ライフサイクルコストの低減を図るため、現在分散している次の施設の集約化を検討します。

そのため、必要面積の算定基礎となる職員数については、次の施設で勤務する正規職員、再任用職員、席を有する会計年度任用職員の数を合算したものとします。

集約化の検討対象施設

	対象施設
1	市役所本庁舎・延床面積 6,693.72 m ²
2	市役所分館・延床面積 1,735.02 m ²
3	教育委員会（中央図書館2階）・2階床面積 1,182.89 m ²
4	健康増進センター（子ども未来応援センターを含む。）・延床面積 1,712.65 m ²
-	※ 鶴瀬駅周辺地区整備事務所は、区画整理事業の進捗状況を踏まえた上で、将来新庁舎に統合されることを想定しています。

(2) 算定基礎となる職員数等

職員数	597人	本庁舎+分館+教育委員会(中央図書館2階)+健康増進センター(子ども未来応援センターを含む。)+鶴瀬駅周辺地区整備事務所の職員数
議員数	21人	「富士見市議会議員定数条例」より
人口数	112,204人	「富士見市の人口・世帯数の概要(R3.4月)」より

※ 職員数については令和3年4月1日時点での職員数(正規職員、再任用職員、席を有する会計年度任用職員)

(3) 各算定方法による算定面積

(1) で示した各算定方法により算定した面積を以下に示します。

① 総務省の地方債同意等基準を参考にした算定

算定結果	12,952㎡
------	---------

② 国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準を参考にした算定

算定結果	11,976㎡
------	---------

③ 他自治体の事例を参考にした算定

<職員一人当たりの基準面積からの算定>

算定結果	13,381㎡
------	---------

<市民100人当たりの基準面積からの算定>

算定結果	11,484㎡
------	---------

（４）必要面積の変動要因

＜集約化に係る変動要因＞

必要面積の算定基礎となる新庁舎への配置職員数は、施設の集約化等を前提に、本庁舎と分館で勤務する職員数に、教育委員会（中央図書館２階）、健康増進センター（子ども未来応援センター含む。）、鶴瀬駅周辺地区整備事務所で勤務する職員数を加えた数としています。

しかしながら、施設の集約化については、今後検討を進める中で決定するため、その内容によって配置職員数は変動する可能性があります。

また、集約化の検討対象施設としている健康増進センターについては、執務機能のみを有する施設ではなく、事業実施に必要な施設スペースを有しています。

そのため、健康増進センターの集約化の検討に当たっては、職員数だけでなく、事業の実施に必要な面積について精査する必要があり、事業の内容や施設の利用状況等を踏まえた上で、新庁舎の必要面積を算定する必要があります。

今後の方向性	集約化の検討対象施設の現状や課題、集約化によって期待できる効果を整理した上で、集約化の是非を判断する。
---------------	---

＜将来の変化による変動要因＞

新庁舎は、長期間にわたって使用することが求められる施設であるため、規模についても将来を見据えた視点を踏まえて検討する必要があります。

そのため、次のような将来の変化による変動要因を考慮して、新庁舎の必要面積を決定することとします。

○デジタル化の進展

例：行政手続のオンライン化、AI^{*}やRPA^{*}の活用

○人口や職員数の変化

例：人口の減少、人口構成の変化、職員数の減少

○地方創生^{*}・地方分権^{*}の流れ

例：自治体間競争^{*}や権限移譲^{*}による事務範囲の拡大

○市民協働・官民連携^{*}の必要性

例：市民協働、官民連携による行政課題への対応

○働き方の変化

例：テレワーク^{*}やWeb会議^{*}の普及、ペーパーレス化^{*}、フリーアドレス^{*}の導入

＜必要面積の増減が見込まれる機能・スペース＞

新庁舎の導入機能ごとに必要面積の増減要因を次のとおり整理しました。

市民サービス機能	ユニバーサルデザイン化（通路拡幅等）や相談機能充実による必要面積の増加が予想されるが、デジタル化の進展により、窓口カウンターや待合スペースに係る必要面積が抑制できる可能性がある。
交流・連携機能	機能の充実や新規導入による必要スペースの増加の可能性はある。
行政執務機能	デジタル化の進展や働き方の変化を想定した仕様により、必要面積を抑制できる可能性があるが、会議室・打合せスペース不足の解消や福利厚生スペースの新設のため、必要面積が増加する可能性がある。
防災拠点機能	機能の強化や充実、新規導入により、必要面積が増加する可能性がある。
セキュリティ機能	現時点で想定することは難しい。
環境配慮機能	ライフサイクルコスト低減のためのメンテナンススペース※確保等により必要面積が増加する可能性がある。
シンボル機能	現時点で想定することは難しい。
その他機能	現時点で想定することは難しい。

（５）計画基準面積

（３）で算定した必要面積を踏まえ、現時点での新庁舎の計画基準面積を次のとおりとします。

計画基準面積	約 13,000㎡
今後の方向性	財政負担の軽減を図るため、上記の計画基準面積から縮減を目指す。

なお、（４）で整理したとおり、新庁舎の規模については、様々な変動要因を勘案する必要があるため、集約化や将来の変化、必要な機能の確保の観点から、設計段階までに必要面積の精査を進め、建設コストも加味した上で決定します。

7 新庁舎の場所

新庁舎を建設する場所の候補地については、現庁舎敷地をはじめ、移転先として高台の市有地及び民地を選定し、検討を行いました。

都市計画法などの法的規制や防災、市の財政負担、まちづくりの視点から、次のとおりメリットとデメリットを整理した上で、各候補地の評価を行い、新庁舎の建設場所として最も適切と考えられる候補地の検討を行いました。

(1) 各候補地のメリットとデメリット

候補地1：現庁舎敷地

メリット	<ul style="list-style-type: none">・市の中心に位置している。・シティゾーン※における行政・文化拠点として、キラリふじみや中央図書館、市民総合体育館、文化の杜公園など、周辺施設と関連性を持ったまちづくりに寄与できる。・用地取得の必要がない。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・浸水想定区域※内である。・仮庁舎が必要となる可能性があり、その場合は、仮庁舎の建設等に係る費用の発生が見込まれ、引越しも2回必要となる。・地質によっては、基礎工事に係る費用が高くなる。

候補地2：高台の市有地（例：小学校・中学校用地等の既存施設敷地）

メリット	<ul style="list-style-type: none">・浸水想定区域外である。・仮庁舎が不要となり、引越しが1回のみでよい。・用地取得の必要がない。・移転後に現庁舎敷地の跡地活用が期待できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・用途地域による制限があり、新庁舎を建設する場合は、規模（延べ床面積）の制約が生じる。・既存施設の統廃合が必要となる。

候補地3：高台の民地

メリット	<ul style="list-style-type: none">・浸水想定区域外である。・仮庁舎が不要となり、引越しが1回のみでよい。・移転後に現庁舎敷地の跡地活用が期待できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・高額な用地取得費用が必要となる。・広い未利用地がなく、用地の確保が困難である。

（２）各候補地の評価

候補地１：現庁舎敷地

現庁舎は市の中心に位置しており、周辺に公共施設や商業施設が立地しているため、利便性や回遊性が高く、昭和４８年に竣工して以降、長い間市民に親しまれてきたことを踏まえると、有力な候補地になると考えられます。

また、現庁舎敷地のある地域は、行政・文化拠点に位置付けられており、市のまちづくりとの整合性が高いと言えます。

一方で、浸水想定区域内であることから、防災上の課題があるため、建物構造等における建築技術を活用した浸水対策など、大規模水害時における業務継続性を確保するため、対策を講じる必要があります。

加えて、敷地内の余剰スペースの関係から、庁舎の建替えに伴う仮庁舎の必要性を精査する必要があります。

候補地２：高台の市有地

高台は、浸水想定区域となっている低地と比較して災害リスクは低く、市有地への移転であれば、新たに用地を取得する必要がないため、用地取得費が不要となります。

また、移転する場合は、現庁舎で業務を継続しながら、新庁舎を建設することができるため、仮庁舎が不要となり、引越しも１回ですむこととなります。

一方で、高台の市有地には、新庁舎を建設できるような広い未利用地はなく、広い公共施設用地としては、学校用地のみとなります。

そのため、既存施設である学校の統廃合を行う必要性が生じますが、学校の統廃合は市民生活に与える影響も大きく、児童・生徒数の見込みを踏まえると、現時点での学校の統廃合は現実的ではないと考えられます。

さらに、市街化区域内では用途地域の制限を受けることとなりますが、本市の学校用地となっている用途地域では、延床面積が３，０００㎡を超える庁舎を建設することはできないことから、「６ 新庁舎の規模」で示した計画基準面積の建物を建設することはできないため、庁舎の分散化*又は用途地域の変更が必要となります。

加えて、学校用地に庁舎が移転することとなれば、景観や交通、日照、騒音など、周辺の住環境への影響が想定されるとともに、学校の統廃合や用途地域の変更のため、事業に要する期間が長期間となることが想定されます。

候補地３：高台の民地

民地の場合も用途地域の制限を受けることになることから、新庁舎に必要な規模の建物を建設するためには、市内の用途地域の状況を踏まえると、候補地は駅周辺などに限定されてしまいます。

市の玄関口に位置付けられている駅周辺であれば、まちづくりとの整合性は高く利便性も高いと考えられるほか、駅周辺の用途地域は近隣商業地域や商業地域となって

いることから、延床面積の制限を受けることもありません。

また、周辺が商業施設等になるため、周辺施設との連携が図れる可能性があり、住宅地と比較して周辺環境への影響は少ないと考えられます。

加えて、候補地2の高台の市有地と同様に、災害リスクが低く、仮庁舎が不要となり、引越しも1回ですむといったメリットがあります。

一方で、移転に伴う新たな用地の確保が最大の課題となります。

駅周辺には、新庁舎を建設できるような未利用地はないため、広い用地の取得と併せて、既存の建物には移転をしていただく必要があります。

そのため、用地の確保に要する期間は長期に及ぶことが想定され、高額な用地取得費が必要となるだけでなく、移転補償等に係る費用が必要となることから、市の財政状況を踏まえると、このような費用を捻出することが難しいと考えられます。

（３）新庁舎の場所の方針

（１）と（２）における検討を踏まえ、各候補地の特性は次のとおり整理できると考えます。

候補地1の現庁舎敷地は、メリットも多く、防災面や仮庁舎のことなど、解決すべき課題はありますが、対応策を講じることで、課題の解消・軽減が期待できると言えます。

また、候補地2の高台の市有地は、用地取得費や仮庁舎が不要となり、費用面では他の候補地と比較して優位性があると言えますが、市民生活に大きな影響を及ぼす様々な課題があります。

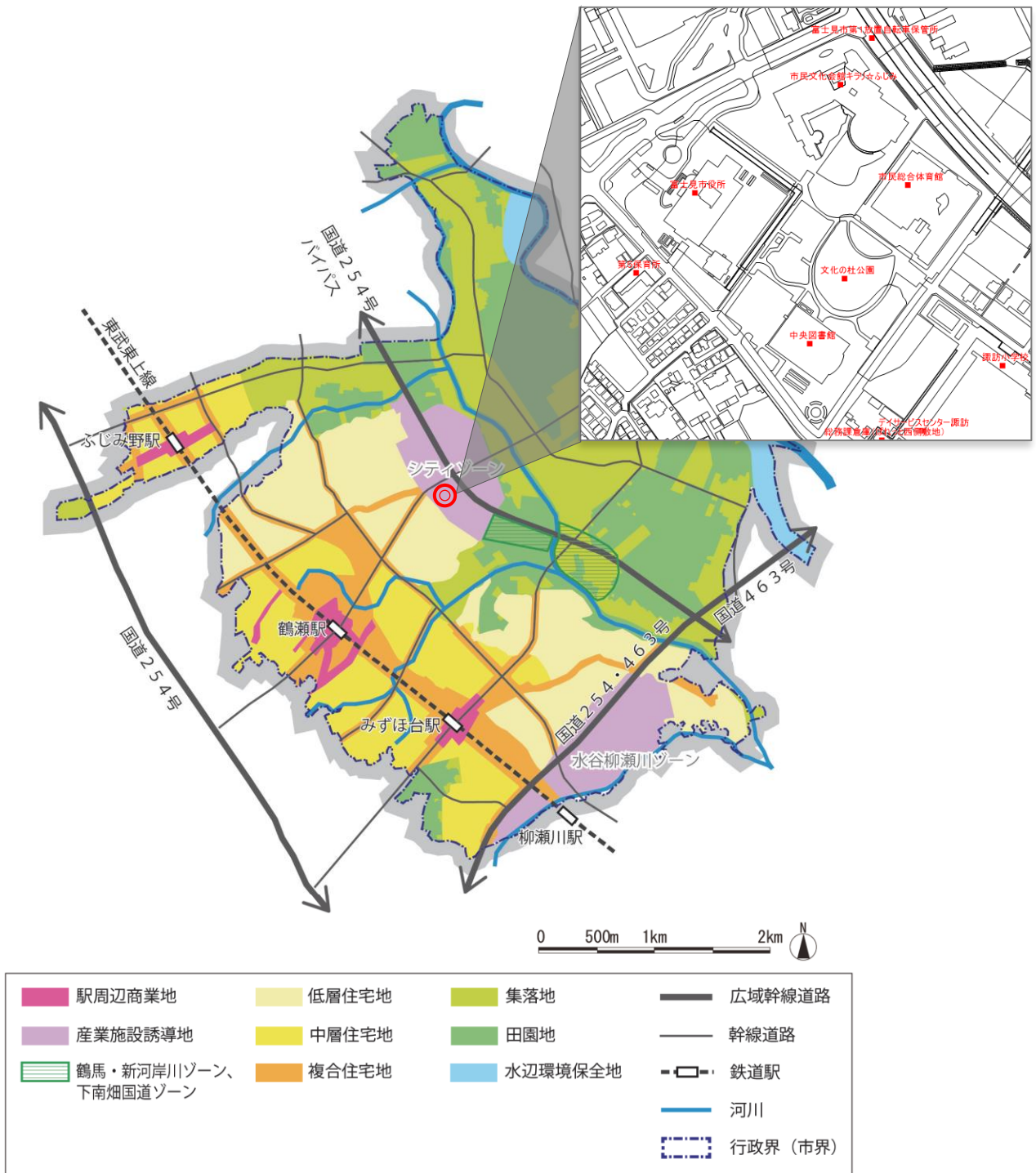
候補地3の高台の民地は、数多くのメリットがありますが、用地の確保という解消・軽減が難しい大きな課題があり、費用面でも最も優位性がないと言えます。

以上のようなことを総合的に検討した結果、現時点における新庁舎の場所の方針は、次のとおりとします。

新庁舎の場所は、現庁舎敷地を基本とし、周辺土地の活用も検討する。

なお、現庁舎敷地は、浸水想定区域内であり、現時点では仮庁舎が必要となる可能性があることから、必要な防災上の対策や、仮庁舎の必要がないよう現庁舎を使用しながら新庁舎を建設する方策を十分に検討することとします。

現庁舎敷地の位置と周辺図



富士見市都市計画マスタープラン 土地利用の方針図より

8 新庁舎の事業費と財源の考え方

(1) 事業費の考え方

新庁舎の整備に係る費用は、設計費や工事監理費、建設工事費、解体工事費、外構工事費、引越し・移転費用等があり、建物の構造や整備手法、仮庁舎の有無等によって異なってきます。

また、人件費や建設資材価格の変動など、経済状況によっても変化します。

ここでは、他自治体における直近の新庁舎整備の事例を参考に、建設工事費の㎡単価を算出し、事業費全体の中で最も大きな金額となる建設工事費について、当市における概算金額を算出することとします。

(2) 概算建設工事費

新庁舎の建設工事に係る概算費用については、(1) 事業費の考え方において他自治体の事例を参考算出した㎡単価「54.6万円/㎡(税込)」と「6 新庁舎の規模」の(5) 計画基準面積で示した「約13,000㎡」を基に算出します。

想定される概算建設工事費は次のとおりです。

$$\text{約}13,000\text{㎡} \times 54.6\text{万円} / \text{㎡} \quad \approx \quad \text{約}70\text{億円}$$

上記の数値は現時点での情報による建物本体の建設工事に係る概算費用であり、建物の構造や仕様、仮庁舎の要否などの諸条件や新庁舎の規模の変更によっても大きく変動すると考えられます。

また、公共工事の単価等の外的変動要因もあることから、今後の詳細な検討を進める中で、精査していく必要があります。

(3) 財源の考え方

新庁舎の整備に係る事業費については、特定財源[※]として市債[※]と基金繰入金[※]を想定しています。

新庁舎の整備は、多額の事業費を要するため、計画的な財源計画が必要となることから、新庁舎の整備に必要な経費の財源に充てるため、令和4年3月に新たに設置した富士見市新庁舎整備基金への計画的な積立てを行います。

また、国や県の補助金等に関する情報収集を行い、こうした財源の積極的な活用を図ることで、市の財政負担の軽減に努めるとともに、官民連携による事業手法の検討と併せて、民間資金の活用も検討します。

9 今後の事業計画

この基本方針の内容を踏まえ、今後は、新庁舎の整備に向けた具体的な事業計画の策定に着手します。

また、新庁舎整備事業は、市政全般に関連や影響のある事業であり、全庁的に取り組む必要があるため、適切な事業推進体制を構築し、市民や市議会の意見を踏まえながら、事業を推進していきます。

なお、新庁舎については、経済合理性や市民サービス向上の観点から、可能な限り早期の供用開始を目指すこととします。

新庁舎整備に係る事業全体のイメージ



参考資料

富士見市庁舎整備検討審議会条例

令和3年3月22日

条例第10号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、庁舎の整備に関し必要な事項について検討し、及び審議するため、富士見市庁舎整備検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から第1条の市長の諮問に対し答申した日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、検討及び審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第1号)の一部を次のように改正する。

富士見市庁舎整備検討審議会委員名簿

令和3年12月9日現在

No.	役職	氏名	委員構成
1	会長	かとう じゅんいち 加藤 順一	尚美学園大学
2	副会長	よしの きんぞう 吉野 欽三	富士見市町会長連合会
3	委員	あきもと れいこ 秋 元 玲子	富士見市商工会
4	委員	あらい くみ 新井 久実	公募
5	委員	あらい ゆきお 新井 幸雄	富士見市社会福祉協議会
6	委員	あんどう ごう 安藤 豪	埼玉りそな銀行鶴瀬支店
7	委員	いけだ はじめ 池田 一	公募
8	委員	いしかわ たつ 石川 達	NTT東日本埼玉事業部
9	委員	ちぢわ のぶひろ 千々和 伸浩	東京工業大学
10	委員	はねいし たかひろ 羽石 貴裕	富士見市消防団
11	委員	ほしの たかひろ 星野 剛広	東入間青年会議所
12	委員	よこやま ひさえ 横山 久恵	埼玉建築士会入間第一支部東部部会

五十音順(会長・副会長除く)・敬称略

富 庁 審 第 9 号
令和3年12月9日

富士見市長 星野 光弘 様

富士見市庁舎整備検討審議会
会長 加藤 順一

富士見市庁舎の整備方針について（答申）

令和3年5月27日付け富公第22号で諮問のありました富士見市庁舎の整備方針について、当審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり意見がまとまりましたので、答申をいたします。

記

1 はじめに

当審議会は、富士見市庁舎整備検討審議会条例に基づき設置され「市長の諮問に応じ、庁舎整備に関し必要な事項を検討し、及び審議する」こととなっており、令和3年5月27日付けで市長から富士見市庁舎の整備方針について諮問を受けました。

この諮問事項のうち庁舎の整備方法については、中間答申として令和3年7月26日付け富庁審第3号において、「庁舎を建替えるべき」との意見を述べたところです。

その後、当審議会では、「富士見市庁舎整備に関する基本方針の策定に関すること」に対する答申に向け、新庁舎に求められる機能や規模、場所について、将来を見据えた視点に立って慎重に審議を重ねてまいりました。

つきましては、富士見市庁舎の整備方針に関する審議会としての意見がまとまりましたので、最終的な答申として意見を述べます。

2 庁舎の整備方法について（改修か建替えか）

現庁舎については、建物の老朽化が進行しており、コンクリートや杭の状態、耐震性能を表すI_s値の状況を踏まえると、改修又は建替えによる庁舎整備の必要性が高い状況と考えます。

また、竣工から48年が経過し、社会状況が変化をしていく中で、狭あい化、バリアフリー環境やプライバシーへの配慮の対応不足など、様々な課題が生じており、市民サービス向上の観点からも、こうした課題の解決を図るべきと考えます。

諮問事項にある庁舎の整備方法としては、中間答申において述べたとおり、次の理由から「庁舎を建替えるべき」との意見となりました。

- (1) 経済合理性の観点から、現庁舎に改修に係る費用をかけて建替えを先延ばしするのではなく、必要な規模や機能を備えた新庁舎に資金を投資する方がよいと考える。
- (2) 庁舎を建替えることによって、現庁舎が抱える狭あい化等の課題を解決するとともに、職員の意識改革を促すことで市民サービスの向上につなげるべきと考える。

ただし、新庁舎の整備には、多額の費用を要するため、財源の確保が課題になると考えられます。

そのため、新庁舎の整備に当たっては、次のことに留意し、市の財政負担の軽減に努めるべきと考えます。

- ・計画的な地方債の借入や新庁舎の整備を目的とした新たな基金の創設により財源の確保に努めること。
- ・積極的な補助金の活用など、資金調達について工夫すること。
- ・新庁舎は長期間使用することを想定し、将来の変化を見据えた視点で機能や規模を十分に検討すること。
- ・経済的かつ合理的な方法で新庁舎の整備を行い、財政負担の軽減に努めること。

3 富士見市庁舎整備に関する基本方針の策定に関すること

当審議会では、「庁舎を建替えるべき」という考えから、今後、新庁舎が建設されることを前提に、諮問された「富士見市庁舎整備に関する基本方針の策定に関すること」について審議を進めてきました。

具体的には、諮問事項のとおり、今後「富士見市庁舎整備に関する基本方針」の策定に当たって必要と考えられる「新庁舎に求められる機能」、「新庁舎の規模」、「新庁舎の場所」について議論を重ね、新庁舎の目指すべき方向性について審議してまいりました。

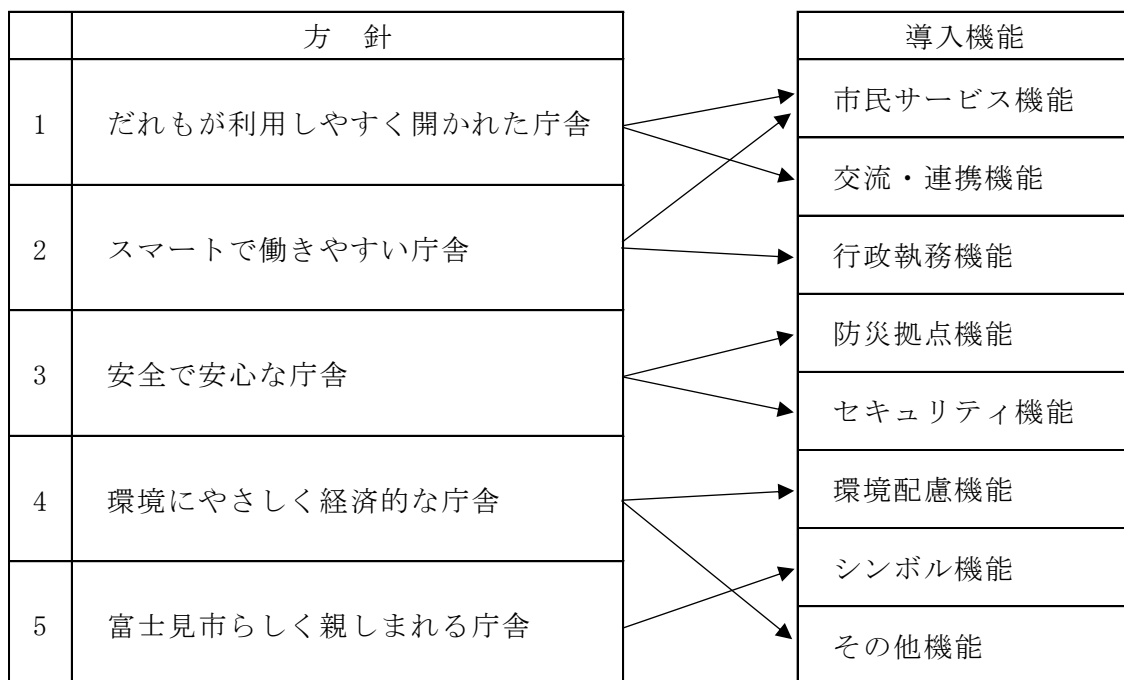
慎重な審議の結果、当審議会委員の意見を取りまとめましたので、これらの諮問事項に対する当審議会の意見を次のとおり述べます。

(1) 新庁舎に求められる機能

新庁舎に求められる機能については、現庁舎が抱える課題や他市の新庁舎の事例、将来を見据えた視点を踏まえて、検討を行いました。

当審議会では、新庁舎に求められる機能を新庁舎の目指すべき方向性を示す「方針」と導入すべき「機能」、具体的な「スペース・取組」として、次のとおり体系的に整理しました。

【方針と導入機能の関係】



【各導入機能において検討すべき具体的なスペース・取組】

●市民サービス機能

- ユニバーサルデザインの追求
- 窓口のワンストップ化・集約化
- プライバシーに配慮した多様な相談環境
- 行政サービス・行政手続のオンライン化
- コンシェルジュの設置

●交流・連携機能

- 市民・団体・事業者との交流・連携スペース

●行政執務機能

- ユニバーサルレイアウト
- 利便性の高い会議室・打合せスペース
- ICTを活用した業務効率化
- 書庫・倉庫
- 福利厚生スペース

●防災拠点機能

- 耐震性の確保・浸水対策
- 災害対策本部・災害活動支援機能の強化
- 防災資材等の保管スペース

●セキュリティ機能

- セキュリティレベルに応じた用途や機能・スペースの区分け
- シャッターや防犯カメラ等の設備機器
- 情報セキュリティの強化

●環境配慮機能

- 省エネルギー化
- 再生可能エネルギーの活用
- 長寿命化
- ライフサイクルコストの低減

●シンボル機能

- 歴史の継承
- 景観に配慮した市のシンボル
- 市への愛着の醸成

●その他機能

- 将来の変化や有事の際に柔軟に対応できる仕様・スペース

今後は、社会のデジタル化が進展し、行政手続のオンライン化が普及していくことが想定されるため、市庁舎は行政執務機能としての側面が強くなるものと考えます。

そのため、効率的・効果的な市民サービスを提供するためには、新庁舎の整備とあわせて、職員の意識改革やICTを活用した働き方改革に取り組むべきと考えます。

また、相談環境の充実や丁寧な情報提供・案内など、今後の市民サービスのあり方について十分な検討を行い、これからの時代に求められる機能やスペースを整備する必要があると考えます。

(2) 新庁舎の規模

新庁舎の規模については、新庁舎に必要と考えられる延床面積と今後の変動要因の検討を行いました。

新庁舎に必要な面積については、今後の計画・設計の過程で精査していく必要があるものと考えますが、当審議会においては、国の基準や他市の事例といった複数の方法で算定した面積を参考に、新庁舎の基準となる面積を検討しましたので、新庁舎の規模に対する考え方を次のとおり示します。

① 基準面積

現時点においては、新庁舎の必要面積は、約13,000㎡を基準とする。

ただし、様々な変動要因を勘案し、設計段階までに必要面積の精査を進め、建設コストも加味した上で決定すべきである。

② 変動要因

新庁舎の規模は、次の要因により変動するものとするため、これらを考慮して、最終的に決定すべきである。

【集約化に係る変動要因】

新庁舎の整備に当たり、集約化を検討すべきと考える施設については、集約化の可否や事業の実施に必要な面積について検討・精査する必要がある。

<集約化検討対象施設>

- ・本庁舎、分館
- ・教育委員会（中央図書館2階）
- ・健康増進センター
- ・子ども未来応援センター（健康増進センター内）

【将来の変化による変動要因】

新庁舎は、長期間使用すべき建物と考えるため、次のような将来を見据えた視点を考慮する必要がある。

- ・デジタル化の進展
- ・人口や職員数の変化
- ・地方創生、地方分権の流れ
- ・市民協働、官民連携の必要性
- ・働き方の変化

【必要面積の増減が見込まれる機能・スペース】

「(1) 新庁舎に求められる機能」を参考に、導入機能ごとに必要面積の増減要因を分析・整理し、今後精査していく必要があると考える。

上述したように、新庁舎の必要面積については、様々な要因を勘案しながら、市の財政負担の軽減を図るため、縮減を目指すべきと考えます。

(3) 新庁舎の場所

新庁舎の場所については、「現庁舎敷地」のほか、地理的な利便性や防災の観点から、移転候補地として「高台の市有地」、「高台の民地」を設定し、3つの候補地についてメリットとデメリット、各候補地の課題とその解決策を検討しました。

慎重な審議の結果、新庁舎の場所については、次のとおり意見が一致しました。

新庁舎の場所	現庁舎敷地を最も有力な候補地とする。
	ただし、現庁舎敷地は、浸水想定区域内であり、現時点では仮庁舎が必要となる可能性があることから、必要な防災上の対策や仮庁舎の必要がない方策を十分に検討すべきである。

上記の意見となった主な理由は次のとおりです。

- ・ 現庁舎敷地は市の中心に位置しており、現庁舎の竣工後、長い間、市民に親しまれてきた場所である。
- ・ 現庁舎敷地は、シティゾーンの行政・文化拠点に位置づけられており、周辺の公共施設との関係性を踏まえると、利便性が高いと言える。
- ・ 浸水想定区域内という現庁舎敷地のデメリットについては、現在の建築技術やICTを活用するなど、他市の事例を参考に必要な防災上の対策を講じることにより、課題を解消・軽減できることが期待できる。
- ・ 高台の市有地に移転するためには、既存の公共施設用地を活用することになるが、新庁舎に必要な規模を踏まえると、用途地域の変更や既存施設の統廃合が必要となり、こうした課題を解決することは難しいと考えられる。
- ・ 新庁舎に必要な規模を踏まえると、広い用地が必要となるため、高台の民地に移転するためには、高額な用地取得費等が必要となるが、当該資金を捻出することが難しいとのことである。
- ・ 現庁舎敷地においては、基礎工事や水害対策に係る費用が高くなるおそれがあるが、高台の民地の用地取得に係る想定費用と比較すると、現庁舎敷地に新庁舎を建設した方が経済的であると考えられる。

4 おわりに

当審議会は、富士見市庁舎の整備方針について、富士見市の将来を見据え、客観的かつ合理的な視点で、全8回にわたり真摯に審議を重ねてまいりました。

本答申は、こうした審議の結果、今後、目指すべき庁舎整備の基本的な方向性について、当審議会の意見を取りまとめたものです。

つきましては、今後、庁舎整備に関する具体的な計画を進めていくに当たり、専門的な知見を活かした多角的な検討・検証を行う必要があると考えます。

また、市民に親しまれ、望まれる庁舎の姿を目指すためには、積極的に市民参画の機会を設け、適切な意見聴取を行うべきと考えます。

以上のことを踏まえた上で、本答申が今後の庁舎整備に十分に配慮されることを求めるとともに、新しい時代に相応しい庁舎の実現により富士見市の持続的な発展に寄与することを期待します。

以上

用語解説

	用語	説明	初出ページ
ア行	R P A	Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション) の略称で、ソフトウェアロボットによる自動化のこと。	17
	I C T	「Information and Communication Technology」の略称で、情報通信技術のこと。	11
	アスベスト	天然に産する繊維状けい酸塩鉱物のことで、繊維が極めて細いことから、飛散した場合、人が吸入してしまうおそれがあるため、現在では製造等が原則禁止されている。	5
	W e b会議	パソコンやスマートフォン等を使用し、会議ができるシステムのこと。	17
	A I	人工知能 (Artificial Intelligence) の略称で、現在はコンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが「学ぶ」ことができるようになっている。	17
	N P O	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。	11
カ行	カーボンニュートラル	CO ₂ に限らず、メタン、N ₂ O (一酸化二窒素)、フロンガスを含む「温室効果ガス」を「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする (ネットゼロ)」こと。	14
	官民連携	官と民が協力・協働して公共サービスを提供するための方法のことで、民間の持つ多様なノウハウや技術を活用して、限られた予算を効率よく使い業務を効率化したり、サービスを向上させたりすることを目的とするもの。	17
	基金繰入金	基金 (貯金) として、特定の目的のために積み立てた資金を取り崩し、一般会計に繰り入れるもの。	23
	基礎杭	主に軟弱な地盤における構造物の建設において、浅い基礎では構造物を支えることができない地盤の場合に、構造物を支える基礎として深く打ち込まれる杭のこと。	9
	既存不適格	建築当時の基準で合法的に建てられた建築物であって、その後、法令の改正等により、現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のこと。	7
	協働	複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。地域社会の課題などを解決するために、市民と市がそれぞれの役割と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力しあうことを「市民協働」という。	7
	権限移譲	地方分権改革として、国から地方公共団体又は都道府県から市町村へ事務・権限を移譲すること。	17
	公共施設マネジメント	市が保有している公共施設を経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用すること。	15
	コンシェルジュ	客や利用者の希望に応じてさまざまな提案や手配などをする係のこと。	10
サ行	災害対策本部	市長を本部長として、災害発生時等において設置される組織で、関係機関との連携や情報収集、災害応急対策の方針作成、方針に沿った災害応急対策の実施等を行う。	3
	再生可能エネルギー	太陽光や風力、地熱、バイオマスなど、温室効果ガスを排出しないエネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの。	12

	用語	説明	初出ページ
サ行	市街化調整区域	都市計画法で定められた「市街化を抑制すべき区域」のこと。	3
	市債	市が1会計年度を超えて行う借入れのこと。	2 3
	自治体間競争	他の地域からの住民獲得等を目的に地方自治体が創意工夫を凝らし、政策形成やまちづくりといった政策レベルで競争すること。	1 7
	シティゾーン	市の中心に位置し、広域的な商業・業務・文化機能などが集積されている拠点のこと。	1 9
	シビックプライド	都市に対する市民の誇りを指す言葉で、単に愛着を示す言葉とはニュアンスが異なり、「この都市をより良い場所にするために自分自身関わっている」、「自分がこの都市の未来をつくっている」という当事者意識を伴う自負心のこと。	1 2
	集約化	ひとつに集めること、集約された状態に変えること。	1 0
	省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。	1 2
	浸水想定区域	河川の氾濫等が起きた場合に浸水が想定される区域のこと。	1 9
	スマート市役所	人口減少社会やデジタル社会に対応すべく、ICTの活用により、これから地方自治体が転換することを目指す姿（スマート自治体）のこと。	1 1
	スロープ	車椅子の利用者や幼児・高齢者などが通りやすいように、通路や廊下などの床の高低差を傾斜路として処理したもの。	7
ゾーニング	建築設計において、建築物を用途・機能ごとに分けし、相互の関係を考慮して位置関係を定めること。	1 2	
タ行	耐震補強	建物の耐震性能を高めるために壁、柱、梁などの建物の主要な構造に対して補強を行うこと。	2
	地方創生	少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指すもの。	1 7
	地方分権	住民がそれぞれの地域のことを自らの意思と責任で決定できるということであり、地方自治体がそうした住民の意思を反映するために必要な権限と財源を持つこと。	1 7
	長寿命化	改修工事により、建築物の耐久性や性能を向上させ、通常の耐用年数より長持ちさせること。	1 2
	DX（デジタルトランスフォーメーション）	デジタルと変革を意味するトランスフォーメーションにより作られた造語で、端的に説明すると「デジタル技術による生活やビジネスの変革」。様々なモノやサービスがデジタル化により便利で効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透すること。	1 4
	テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。「Tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語。	1 7

	用語	説明	初出ページ
	特定財源	財源の用途が特定されず、自由に使える一般財源と異なり、使い道が指定されている収入のこと。	2 3
ナ行	ニューノーマル	社会に大きな変化が起こった結果、それまでの常識に替わって新しい常識が定着する状態のこと。	1 4
ハ行	バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活を送る上で、障壁となるものを取り除くこと。	7
	フェーズフリー	平常時と非常時という社会のフェーズを取り払い、普段利用している商品やサービスが非常時に適切に使えるようにする考え方のこと。	1 3
	プライバシー	個人の私生活や家庭内の私事。また、それを他の個人や社会に知られず、干渉を受けない権利のこと。	7
	フリーアドレス	従業員の座席を固定せずフロア内のデスクを各人が自由に利用するスタイルのこと。	1 7
	分散化	一箇所に集中していない状態にすること、適度にばらつきのある状態にすること。	6
	ペーパーレス化	紙の使用を無くす事や大幅に削減、最適化した業務環境。紙で業務処理及び保管していた書類などを電子化する事による業務の効率化と業務スペースの有効活用などを目指す取組み。ペーパーレス化を行う事で、テレワークでの業務が効果的になると言われている。	1 7
	防災拠点	災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のこと。	1
マ行	メンテナンススペース	維持保全を行うために機器器具回りに確保されるスペースのこと。	1 8
ヤ行	ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。	1 0
	ユニバーサルレイアウト	人事異動や組織改正があってもレイアウト変更をせずに、人やその荷物を移動させるだけで配置を変えられる執務スペースのこと。	1 1
	用途地域	計画的な市街地を形成するために、建築できる建物の用途等を定めた地域のこと。	3
ラ行	ライフサイクルコスト	製品や構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもので、建物の場合、企画・設計から建設、運用を経て、修繕を行い、最後に解体されるまでに必要となるすべての費用を合計したもの。	1 2
ワ行	ワンストップ窓口	各種手続における窓口を一つに集約し、ワンストップで手続を完結する取組のこと。	1 0

富士見市庁舎整備に関する基本方針

発行 令和4年3月

編集 富士見市総務部公共施設マネジメント課

富士見市大字鶴馬1800-1

☎ 049-251-2711